５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

［１］都市福利施設の整備の必要性

（１）これまでの取り組みと現状分析

本市の中心市街地は、JR久留米駅と西鉄久留米駅の2つの交通拠点を結ぶ都市軸に沿って、金融機関などの業務機関や中心商店街、問屋街、文化街（飲食店街）などが集積し、久留米市庁舎、久留米商工会議所、病院等の都市福利施設が立地している。また、中心市街地に隣接する周辺には、美術館などの主要文化施設や、陸上競技場などの体育施設が立地している。

第 1 期基本計画では、六ツ門地区において、平成 17 年から空きビルとなっていた「旧六ツ門プラザビル」を暮らし・にぎわい再生事業を活用し、児童センターや市民図書館、市民活動サポートセンターなどの公益施設の導入を図り、商業店舗を中心とした複合ビル「くるめりあ六ツ門」として整備し、都市機能の向上と集約を図ってきた。また、久留米井筒屋跡地の街区を中心に、総合都市プラザ整備に着手しており、文化芸術振興の拠点機能やコンベンションなどの広域交流促進機能、まちなかの賑わい交流機能、さらには魅力ある商業機能を併せ持った複合施設として、第 2 期基本計画の「都市福利施設の核」として位置づけている。

市民意識調査の結果では、中心市街地の環境整備として期待されている項目に、空き地や空き店舗の解消に続き、いろいろなイベントが開催できる広場の整備や文化、芸術が身近に楽しめる施設・空間の整備があり、多様なサービスを提供できるよう、さらなる都市福利施設の充実が求められている。

（２）都市福利施設の整備の必要性

街なか居住の促進を図り、徒歩圏内で多様なサービスを受けられるコンパクトな街づくりを実現するためには、中心市街地に集約された施設を活用しながら都市機能を充実させ、暮らしやすい環境の整備を進めていく必要がある。

第 1 期基本計画からの継続した事業である、総合都市プラザの開業に伴う効果は、中心市街地及び周辺地域における来街者の増加や回遊性の向上といった波及効果が期待できる。また、安全安心なまちづくりを進めるための施設、生涯学習や市民活動の場などの都市福利施設を活用した市民活動により、賑わいのある街づくりを進めていく必要がある。

（３）フォローアップの考え方

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

［２］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 六ツ門８番街地区第一種市街地再開発事業 **（再掲）** 【事業内容】 地区面積 約 1.1ha 商業施設、公益施設等 【実施時期】 H23～H27	市街地再開発組合	○位置づけ 本事業は、総合都市プラザ整備を進めるために、隣接する９番街地区と一体的に整備を行うものであり、県南の中核都市としての求心力を象徴する核施設となり、中心市街地の活性化に大きく寄与するものである。 ○必要性 市街地再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、ホール機能やコンベンション機能、商業機能などを併せ持つ総合都市プラザを整備することにより、来街者の集客と回遊性の強化による中心市街地全体の活性化を図る。 この事業は「来街者の増加と活発な市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 H23～H27	地図番号 2
【事業名】 六ツ門 8･9 番街地区暮らし･にぎわい再生事業（（仮称）久留米市総合都市プラザ事業）	久留米市	○位置づけ 六ツ門地区は、商業･業務･生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。 そこで当該地区において、総合都市プラザを整備することにより、文化芸術振興機能やコンベンション機能を有する都市福利施設の導入や、全天候型の街なか広場等の施設整備を行い来街者の促進を図る。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし･にぎわい再生事業（六ツ門地区））	12

【事業内容】 ・整備延面積 約33,700㎡ 整備施設 にぎわい交流施設、公益施設、商業施設等 【実施時期】 H23～H27		○必要性 当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世界地区の整備と連帯することにより、六ツ門地区全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、中心市街地全体への波及効果が期待されており、ホールや展示室等を有する都市福利施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図る。 この事業は「市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【実施時期】 H23～H27	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 日吉小学校校舎改築事業 【事業内容】 老朽校舎の改築工事 【実施時期】 H25～H29	久留米市	○位置づけ 本事業は、学校施設老朽化の進行と学校を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、小学校の校舎建替えを行うものである。 ○必要性 日吉小学校の校舎は老朽化しており、児童の安全性確保や機能向上を図ることにより、子育て世代などの街なか居住を進めていくために必要な事業である。 この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住み続けたい街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。	【支援措置】 学校施設環境改善交付金（文部科学省） 【実施時期】 H27～H29	地図番号 13

（4）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高等教育コンソーシアム久留米サテライトキャンパス運営事業 【事業内容】 高等教育コンソーシアム久留米サテライトキャンパス等で、市内 5 高等教育機関による単位互換制度共同講義や市民公開講座を実施 【実施時期】 H17～H30	高等教育コンソーシアム久留米	○位置づけ 市内 5 つの高等教育機関の連携により開設された「高等教育コンソーシアム久留米サテライトキャンパス」において、単位互換制度（共同講義）や市民公開講座などを開催し、高等教育機関が集積する本市の特性を活かしたまちづくりを推進する。 ○必要性 まちなかに設置されたサテライトキャンパスで実施される市内 5 高等教育機関の連携事業を支援することにより、高等教育機関が持つ知的資源、人的資源を活かした中心市街地の活性化を図る。 この事業は「多様なサービスが受けられる利便性の高い街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		地図番号 14
【事業名】 市民活動サポートセンター運営事業 【事業内容】 市民活動拠点の運営	久留米市	○位置づけ ＮＰＯ・ボランティアなど市民活動の拠点、市民活動サポートセンター（愛称：みんくる）を適正に管理・運営し、情報交流の活発化、会議室や作業場所などを提供し、団体間のネットワーク構築を図る。 ○必要性 ＮＰＯ・ボランティアなど市民活動の拠点		15

【実施時期】 H17～H30		である当センターが中心市街地に設置されることによって、多様な主体が交流する場となり、まちの活性化を図るものである。 　この事業は「市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		
【事業名】 文化街詰所事業 【事業内容】 文化街の安全安心の確保 【実施時期】 H18～H30	久留米市	○位置づけ 　文化街地区の浄化に向けた総合的な対策に取り組み、安全安心なまちづくりを推進する。 ○必要性 　筑後一の繁華街である文化街に、防犯上の観点から警察官の詰所を設置し、安全安心を確保することによって、中心市街地の居住人口や来街者の増加につながる。 　この事業は「快適な生活環境のもとで住み続けたい街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		16
【事業名】 街頭防犯カメラ設置事業 【事業内容】 中心市街地への街頭防犯カメラの設置 【実施時期】 H24～H30	久留米市	○位置づけ 　中心市街地の中で多数の人が訪れる場所である、西鉄久留米駅周辺、JR 久留米駅周辺、文化街周辺は、特に犯罪が多い地区である。そのため、街頭防犯カメラの設置により犯罪の抑制や市民の安心感の醸成を図る。 ○必要性 　犯罪の抑制や体感治安の向上を図ることにより、市民の平穏な生活の確保、地域経済の健全な発展、都市イメージの向上を図るために必要な事業である。 　この事業は「快適な生活環境のもとで住み続けたい街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。		17